

令和7年度社会福祉施設指導監査結果概要

令和7年度に社会福祉施設に対して実施した指導監査の結果概要は、以下のとおりである。なお、令和7年度指導監査の結果概要、施設名及び文書指摘事項について、令和8年6月中旬を目途に、東三河広域連合監査指導課ホームページで公開する。

- ・指導監査対象施設 61 施設

 - 特別養護老人ホーム 55 施設、養護老人ホーム 6 施設

- ・指導監査の方法

 - 実地による指導監査 32 施設

 - ※法改正に伴い令和4年度より、原則実地で3年以内に1回指導監査を行うことに変更

- ・指導監査の結果

 - 文書指摘あり 2 施設（延べ指摘件数 2 件）

(1) 施設運営

施設の運営に当たり、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、施設管理及び職員の処遇等に関する規程の整備や協定の締結、届出等が必要である。また、各法人が定める各種規程に基づいた労務管理や事務処理を行い、さらに防災対策についても実施しなければならない。

令和7年度指導監査結果から、施設運営について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・速やかに避難確保計画を作成し市町村長へ報告すること。
- ・令和6年度は年2回（1回は夜間想定）の避難訓練が実施されておらず、令和7年度においても、指導監査時点で1回の避難訓練が実施されている状況であり、年度内に夜間想定 of 避難訓練を実施すること。

（小計 2 件）

(2) 利用者処遇等

社会福祉施設における利用者の処遇については、職員が利用者の実態を的確に把握し、きめ細かく対応をする必要がある。また、利用者の処遇内容の正確な記録や利用者、利用者家族等に対する説明責任を果たすことができる記録整備も求められている。さらに、事故防止対策や適切な感染症対策についても実施しなければならない。

令和7年度指導監査結果から、利用者処遇について、文書指摘に該当するものはなかった。

(3) 会計管理事務等

社会福祉施設は利用料や給付費、補助金等を主な財源として運営されており、極めて公共性の高いものであることから、法令に基づく適正な会計処理を行うとともに、会計の透明性と公正性を保持するため、経理状況及び経営状況を常に明確にしなければならない。また、会計管理事務を適正に行うためには、職員がそれぞれの権限と責任を自覚し、各法人が定める経理規程等に基づいた会計処理や契約処理等を適切に行い、正確な計算書類等を作成する必要がある。また、会計責任者と出納職員は併任させない等の内部牽制機能が発揮されることが必要である。

令和7年度指導監査結果から、会計管理事務等について、該当するものはなかった。